

『県下一斉徴収強化月間』のお知らせ

市税は必ず納期限内に納めましょう

納めましょう



すま第14-143号

小松島市では、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、徳島県および県内全市町村とともに、毎年11～12月を県下一斉徴収強化月間と定めています。強化月間中は、納税意識の啓発、納税の推進、悪質な滞納者に対する差押の強化など、滞納の解消に向けた取り組みを一丸となって行っています。

滞納処分(差押)とは?

納期限が過ぎていないのに納付がない場合、督促状・催告状を発送します。

それでも納付がない場合には、財産調査、給与照会などを行い、差押などの滞納処分を執行します。

※差押は、処分を受ける個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

まずは税務課に早めの納税相談を!

納期限内に納付が困難な理由がある場合には、お早めに税務課納税担当までご相談ください。

平日、お仕事などで来庁、連絡が困難な方は、延長窓口(事前に電話で予約が必要)、日曜窓口(原則毎月第4日曜日)も実施していますので、ご利用ください。

またこの機会に、便利な口座振替もぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】

市税務課納税担当

(市役所1階)

☎ 32・3928 / FAX 33・3401

Mail:nouzei@city.komatsushima.jp

ma-i-tokushima.jp

消防出初式開催

【日時】平成31年1月6日(日)
式典開式 午前10時より
放水 午前11時40分頃より



【場所】市ミリカホール

【内容】消防職員および団員の表彰式・小松島市消防本部はしご車・化学車・消防団車両・海上自衛隊消防車による放水など

～早朝にサイレン吹鳴～

消防団員の召集信号として、当日午前7時頃、各消防団詰所のサイレンを鳴らしますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】市消防本部
☎ 32・0119 / FAX 32・3595
Mail:shoubou@city.komatsushima.jp
i-tokushima.jp

スプレー缶をそのまま捨てるとうみ収集車で火災事故が発生します

ごみ収集車で「金属類ごみ」を収集する際、収集したスプレー缶内にある残留ガスに火花が引火し、火災になることがあります。



スプレー缶などは必ず中身を使い切り、専用器具などを使い風通しの良いところで穴を開けてから「金属類ごみ」の収集日に出してください。

【お問い合わせ先】
市環境衛生センター(芝生町花谷3番地)
☎ 32・8290 / FAX 32・8295
Mail:eiseicenter@city.komatsushima.jp
i-tokushima.jp